

ごみ減量・資源化チェックリスト

店舗におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示してみました。
あなたの店舗の独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。



- Reduce**
- 過剰包装をしないよう、簡易包装・無包装での販売をしている
 - 購入した商品が長く使われるよう修理／修繕サービスを充実させている
 - プラスチック削減の取り組みをしている（中面右側のプラスチックの削減の取り組み例を参照）
 - 販売管理の徹底などにより、売れ残りを減らす取り組みをしている

- Reuse**
- 詰め替え商品など長期間繰り返し利用できる商品を積極的に販売している
 - 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している

- Recycle**
- 古紙（新聞・雑誌・段ボールのほか、雑がみ等）を分別・資源化している（中面左側の古紙分別を参照）
 - 販売した商品や使用済み商品を回収し、資源化している
 - パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している

- その他**
- 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
 - 3Rによるごみ減量の意義、取り組みなどを従業員に周知している

事業系ごみの出し方

ごみとして廃棄するときは、適正に分別し、処理しましょう！

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。

（事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等**は、**産業廃棄物**です。
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

可燃ごみ等の一般廃棄物の処理方法は

- ① 一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する
名古屋市一般廃棄物事業協同組合（☎052-961-5383）
- ② 自ら処理施設に搬入する
各区の環境事業所へお問い合わせください。

廃プラスチック等の産業廃棄物は

産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
（一社）愛知県産業資源循環協会（☎052-332-0346）

許可業者収集用〈可燃ごみ用指定袋〉

許可業者収集用〈不燃ごみ用指定袋〉

排出事業者名の記入をお願いします。

※市の資源収集を利用する方法については、中面右下を参照

事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、
市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 事業系ごみ 検索

各区の環境事業所一覧

お問合せ時間／午前8時～午後4時45分

千種環境事業所 ☎052-771-0424	東環境事業所 ☎052-723-5311	北環境事業所 ☎052-981-0421	西環境事業所 ☎052-522-4126
中村環境事業所 ☎052-481-5391	中環境事業所 ☎052-251-1735	昭和環境事業所 ☎052-871-0504	瑞穂環境事業所 ☎052-882-5300
熱田環境事業所 ☎052-671-2200	中川環境事業所 ☎052-361-7638	港環境事業所 ☎052-382-3575	南環境事業所 ☎052-614-6220
守山環境事業所 ☎052-798-3771	緑環境事業所 ☎052-891-0976	名東環境事業所 ☎052-773-3214	天白環境事業所 ☎052-833-4031

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2390(直通)

FAX 052-972-4133

E-mail a2297@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 気候変動と持続可能な消費と生産

ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

令和6年4月発行



店舗(小売・サービス)向け

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方）

減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果

コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。

社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。

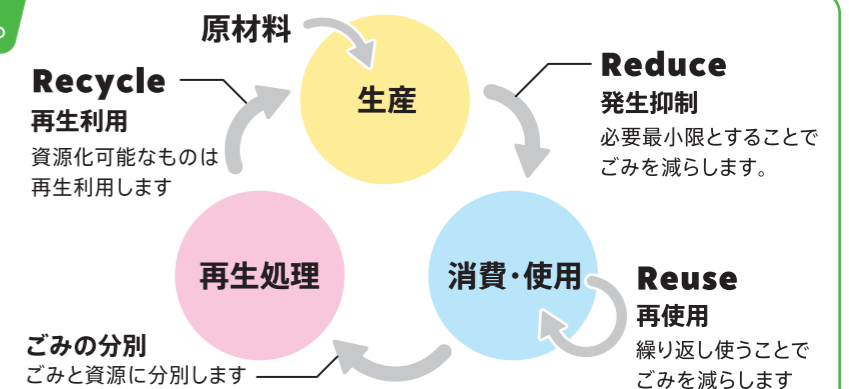
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

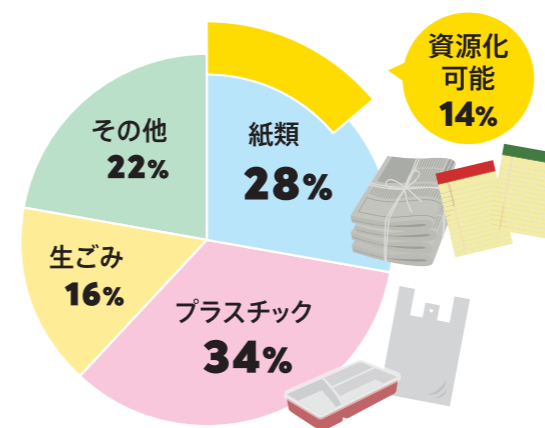
まずはごみの減量、そして資源化。

3Rとは？

ごみの減量・資源化の基本は、3Rとごみの分別です。まずはできる限り使用量を抑え（Reduce）、どうしても必要なものは繰り返し使い（Reuse）、資源化可能なものは再生利用（Recycle）します。



店舗(小売・サービス)のごみの排出状況



特徴

- 排出されたごみのうち、紙類とプラスチックの2つが大部分を占めています。
- 紙類について、資源化可能な紙類（特に雑がみ）が多くごみに混入しています。

対応策

- まずは紙類、プラスチックの使用量の削減に取り組みましょう。
- 紙類は適切に分別することで、資源化が進みごみを減らすことができます。
- プラスチックを廃棄するときは、ルールを守り、適正に排出しましょう。

※令和4年度名古屋市事業系ごみ組成分析から推計（産業廃棄物や資源化されたものは含まない）

減量・資源化のすすめ方

古紙

! 資源化可能な紙類は、ごみ処理施設への搬入が禁止されています!

古紙分別の基本は、「種類ごとに分けること」

古紙は種類によって再生利用される用途が異なるため、種類ごとに分けることが基本です。
(具体的な分別・排出方法は、収集業者にご相談ください。ビルに入居されている場合は、そのビルのルールに従ってください。)

▶ 資源化できる紙

新聞・雑誌・段ボール・OA用紙(コピー用紙)等

新聞 雑誌 (パンフレット・カタログ)
段ボール OA用紙(コピー用紙)

紐でしばって → 資源化

機密書類
※シュレッダーを使用する場合

機密書類

シュレッダーに透明・半透明袋をセットすると...
そのまま縛って出せます!

透明・半透明の袋に入れて → 資源化

雑がみ

チラシ・ポスター メモ用紙 紙箱
包装紙 紙芯 値札
封筒・紙袋 はがき 名刺

透明・半透明の袋に入れて → 資源化

雑がみが可燃ごみに混ざっているケースが多くみられます!

▶ 資源化できない紙(禁忌品)

ティッシュ・食品や油で汚れた紙等
複写用紙(カーボン紙) レシート(感熱紙) シール・圧着ハガキ

紙コップ・紙皿(防水加工)
コーティング紙・ラミネート加工紙等

事業系可燃ごみの指定袋に入れて → 可燃ごみ

古紙を排出する際に、製紙原料にならない禁忌品が混ざると、再生工程での機械トラブルや不良品の原因になります。(公益財団法人古紙再生促進センターウェブサイトより)

分別した古紙の資源化方法

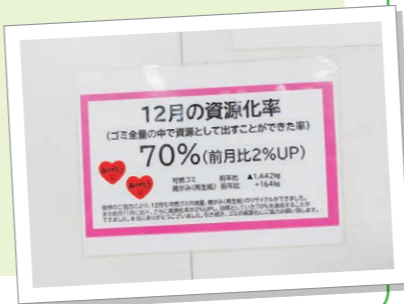
- 1** ごみの収集を委託している許可業者に依頼する
▶ 名古屋市一般廃棄物事業協同組合
☎052-961-5383
- 2** 古紙業者に回収を依頼する
▶ 名古屋リサイクル協同組合
☎052-582-3990
- 3** 古紙業者に自ら持ち込む
▶ 愛知県古紙協同組合
☎052-533-2371

事例紹介 古紙の分別・資源化に取り組んでいます! 株式会社セントラルパーク 様

セントラルパークは90近い店舗を抱える名古屋栄の地下街。1年ほど前から、古紙をはじめとする資源の分別に力を入れている。ごみのうち古紙など資源化されている割合を資源化率として「見える化」し、その目標を70%に定めて取り組むこととした。月ごとに資源化率を算出してごみの保管場所に掲示、店長会で共有した。

資源化のターゲットは「雑がみ」。ごみの中に資源化できそうな雑がみを見つけたら、店舗の従業員に声をかけるなど粘り強く取り組んだ。従業員の意識も徐々に変わり、イベントのPOPや梱包材、商品タグなど習慣的に可燃ごみに入れていたものが段々と資源化されていった。

こうした取り組みにより、資源化率70%を達成する月も出てきた。1年間で雑がみの資源化量も2倍となり、1割以上の大幅なごみ削減にもつながっている。



プラスチック

廃棄されたプラスチックが焼却処分されることで多くのCO₂が発生します!

プラスチックは暮らしや事業活動を支える大事な素材である一方で、その大量使用・大量廃棄は海洋汚染、地球温暖化、資源枯渇などの問題につながっています。店舗で使用しているプラスチック製品について、削減できるものはないか、他素材への置き換えができないかなど一度見直してみましょう。

ご存じですか?

プラスチック資源循環促進法

事業者は、事業活動において使用するプラスチック使用製品について、積極的に排出抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

店舗から排出されるプラスチックの削減に取り組んでみましょう!

- まずは

どうしても必要なものは

ACTION 1 減らす

 - 使い捨てプラスチック提供時に、お客様へ意思確認をする
 - カトラリーなど使い捨てプラスチックを使用しないお客様へポイント付与するなど、プラスチックの削減を呼びかけている
 - 過剰な包装を減らし、簡易包装に努める

ACTION 2 大切に つかう

 - リユース品や長く繰り返し使える製品を提供/活用する
 - プラスチック製品を大切に使用する
 - 一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを提供/活用する

ACTION 3 循環 させる

 - 再生素材を使用した製品を提供/活用する
 - 製品に再生素材を使用していることを表示する
 - 廃棄するプラスチック類の分別をしっかりと実践する

ACTION 4 置き 換える

 - 代替素材やバイオマスプラスチックを使った製品を提供/活用する
 - 製品に代替素材やバイオマスプラスチックを使用していることを表示する

(「名古屋市プラスチック削減指針」より)

市の資源収集を利用して資源化することもできます(家庭並み少量に限る)

現在、市が資源として収集している品目については、性状が家庭から出るものと同じで、かつ、1収集日につき、品目別の発生量が、45L(スプレー缶類は20L)の指定袋1袋まで(家庭並み少量)に限り、市の資源収集に出すことができます。



※プラスチック製容器包装・プラスチックのみでできている製品

市の資源収集に出す場合の注意点

- ・収集曜日・場所については、発生する区的环境事業所にお尋ねください。
- ・プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区的环境事業所に申し出が必要です。
- ・家庭用資源指定袋で出してください。